

平成 18 年 № 1

東京学芸大学キャンパスライフ委員会規程の一部を改正する規程

改正理由

相談員及び心理的支援のための専門委員の位置付けを明確にし，その他条文の整理等所要の改正を行うものである。

承認経過

平成 18 年 1 月 11 日 教育研究評議会 審議承認

東京学芸大学キャンパスライフ委員会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成18年 1 月12日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成18年規程第 1 号

東京学芸大学キャンパスライフ委員会規程の一部を改正する規程

東京学芸大学キャンパスライフ委員会規程（平成 10 年規程第 16 号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学キャンパスライフ委員会規程の一部改正（案）について

改正理由：相談員及び心理的支援のための専門委員の位置付けを明確にし、その他条文の整理等所要の改正を行うものである。

改 正（案）	現 行
〔省略〕 （キャンパスライフ相談員） 第7条 委員会<u>に</u>，学生，教職員の個々からの人権侵害等に関わる申し立てや相談に応じる窓口としてキャンパスライフ相談員（以下「相談員」という。）を置く。 2 委員会は，相談員の役割，機能等について，全学に十分周知するものとする。 3 委員会は，相談員からの要請があり，必要と認める場合，学外の協力を得ることができる。 4 <u>相談員については，別に定める。</u> （専門委員） 第8条 委員会<u>に</u>，心理的支援のための専門委員を置く。 2 専門委員については，別に定める。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，平成18年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 （キャンパスライフ相談員） 第7条 委員会<u>は</u>，学生，教職員の個々からの人権侵害等に関わる申し立てや相談に応じる窓口としてキャンパスライフ相談員（以下「相談員」という。）を置く。<u>相談員については，別に定める。</u> 2 委員会は，相談員の役割，機能等について，全学に十分周知するものとする。 3 委員会は，相談員からの要請があり，必要と認める場合，学外の協力を得ることができる。 （専門委員） 第8条 委員会<u>は</u>，心理的支援のための専門委員を置く。 2 専門委員については，別に定める。 〔省略〕